



鳥取県公報

平成16年 2月 3日(火)
第 7 5 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類(69)(教育・学術振興課)..... 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請(70)(協働推進室)..... 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定(2件)(71・72)(障害福祉課)..... 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出(73)(経済交流課)..... 3
	土地改良区の役員の就退任(74)(耕地課)..... 4
	保安林の指定の解除(75)(森林保全課)..... 4
	保安林の指定の解除予定(76)(")..... 5
	公共測量の終了(77)(管理課)..... 5
	開発行為に関する工事の完了(78)(都市計画課)..... 5
教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定(3)(文化課)..... 6
	鳥取県選定伝統的建造物群保存地区の選定(4)(")..... 6
調達公告	公募型指名競争入札の実施(2件)(管財課)..... 8
	一般競争入札の実施(3件)(病院局総務課).....12

告 示

鳥取県告示第69号

私立学校法(昭和24年法律第270号)第26条第2項の規定に基づき、鳥取県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人(以下「学校法人等」という。)の行うことのできる収益事業の種類を次のように定め、平成16年2月3日から施行する。

平成9年鳥取県告示第556号(学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類について)は、平成16年2月2日限り廃止する。

平成16年 2月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

学校法人等の行うことのできる収益事業は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条第1項の分類の基準及び分類表に定める事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの

- (3) 規模が当該学校法人等の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- (4) 学校法人等以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法によって経営されるもの
- (5) 当該学校法人等の設置する学校の教育に支障のあるもの
- (6) 前各号に定めるもののほか学校法人等としてふさわしくない方法によって経営されるもの

鳥取県告示第70号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年3月22日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年2月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成16年1月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人女性と子どもの民間支援みもぎの会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
安田 壽子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
境港市新屋町222
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、「DV被害者」（主に女性と子ども）に対して、「一時保護及び支援」に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第71号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年2月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市立川町六丁目176	グループホーム学園前	鳥取市湖山町西三丁目136 - 4	地域生活援助	平成16年1月29日

鳥取県告示第72号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 2月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 和	倉吉市福庭町一 丁目365	ホーム難	倉吉市宮川町159 - 63	地域生活援助	平成16年 1月26日

鳥取県告示第73号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成16年 2月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米子西ショッピングセンター

米子市久米町188ほか

2 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用できる時間帯

変更前 午前 8 時30分から午後10時30分

変更後 午前 8 時30分から午前 2 時

3 変更年月日

平成16年 1月 3日

4 届出年月日

平成15年12月25日

5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成16年 2月 3日から 4 月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

8 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年2月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	角 脇 孝 司	八頭郡八東町大字南261
"	小 椋 斌 弘	八頭郡八東町大字徳丸448
"	清 水 忠 司	八頭郡八東町大字徳丸1124 - 1
"	加 藤 正 男	八頭郡八東町大字皆原81
"	豊 口 茂	八頭郡八東町大字茂田132
"	下 田 康 弘	八頭郡八東町大字横田124
"	中 嶋 哲 美	八頭郡八東町大字小別府472
"	藤 田 洋太郎	八頭郡八東町大字新興寺572 - 2
"	西 川 博 昭	八頭郡八東町大字日下部180
"	岸 田 治	八頭郡八東町大字日下部806
監 事	以 後 博 幸	八頭郡八東町大字日田599 - 3
"	松 田 純 一	八頭郡八東町大字東252 - 3
"	桂 木 伸 吉	八頭郡八東町大字安井宿1073

平成15年12月29日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	以 後 博 幸	八頭郡八東町大字日田620 - 1
"	中 林 博 和	八頭郡八東町大字南242
"	田 中 康 夫	八頭郡八東町大字徳丸409
"	松 田 純 一	八頭郡八東町大字東249
"	豊 口 茂	八頭郡八東町大字茂田132
"	木 下 照 男	八頭郡八東町大字横田132
"	中 嶋 哲 美	八頭郡八東町大字小別府472
"	藤 田 洋太郎	八頭郡八東町大字新興寺572 - 2
"	西 川 博 昭	八頭郡八東町大字日下部180
"	東 田 康 正	八頭郡八東町大字日下部753
監 事	清 水 忠 司	八頭郡八東町大字徳丸1131
"	加 藤 智	八頭郡八東町大字皆原108
"	中 村 榮太郎	八頭郡八東町大字安井宿1117

平成15年12月30日就任 任期4年

鳥取県告示第75号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年 2月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西伯郡淀江町大字本宮字込平二482の1 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 3 解除の理由
農道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第76号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 2月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡溝口町岩立字榎水高原 4 の 1 ・ 4 の 20 ・ 12 の 159 ・ 12 の 160 ・ 12 の 216 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第77号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成16年 2月 3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（施設測量）
- 2 作業地域 日野郡溝口町福兼
- 3 終了年月日 平成15年12月15日

鳥取県告示第78号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成16年2月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成15年7月15日 鳥取県指令都計3第231号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥根県平田市平田町485 - 5
三愛石油有限会社 代表取締役 石原恵行

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第3号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年2月3日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

1 建造物の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
橋津の藩倉 古御蔵 片山蔵 附古御蔵天保十四年 建替棟札1枚	2棟	羽合町	東伯郡羽合町大字久留19 - 1	東伯郡羽合町大字橋津173 - 2、 177 - 8
三十間北蔵	1棟	宮崎 靖	東伯郡羽合町大字橋津322 - 4	東伯郡羽合町大字橋津211 - 1

2 考古資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
絵画土器 角田遺跡出土	1箇	淀江町	西伯郡淀江町大字西原1129 - 1	西伯郡淀江町大字福岡979 - 1

鳥取県教育委員会告示第4号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県選定伝統的建造物群保存地区の選定をするので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年2月3日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

名称	所在地又は地域	面 積
<p>智頭町板井原伝統的建造物群保存地区</p>	<p>八頭郡智頭町大字市瀬字横畑1861のうち実測340平方メートル、1862、1863、1864、1865、1867、1868、1868 - 1、1869、1870、1871、1872、1873、1873 - 1、1874、1875、1876、1877、1878、1879、1880、1881、1882、1883、1884、1885及び1886、字上ミ手屋敷1887、1888、1889、1890、1891、1893、1894、1895、1896、1897、1898、1899、1900、1901、1902 - 1、1902 - 2、1902 - 3、1903、1904、1905、1906、1907、1908、1909、1909 - 1、1910、1911、1912、1913、1914、1915、1916、1917、1918、1919、1920、1921、1922、1923、1924、1925、1926、1927、1928、1929、1930、1930 - 1、1931、1932、1933、1934、1935、1936、1937、1938、1939、1940、1941、1942、1943 - 1、1943 - 2、1943 - 3、1944、1945、1946、1947、1948、1949、1950、1951、1951 - 1、1952、1953 - 1、1953 - 2、1953 - 3、1954、1955、1956、1957、1959、1960、1961、1962、1963、1964、1966、1966 - 1、1968、1969 - 1、1970、1971、1973、1974、1975、1976、1977、1978、1979、1980、1981、1982、1983、1984、1985、1986、1987、1988、1989、1990、1991、1992 - 1、1992 - 2、1993、1994、1995、1996、1997、1998、1999、2000、2001、2002、2003、2004、2005、2006、2007、2008、2009、2010、2011、2012 - 1、2012 - 2、2013、2014、2015、2016、2017、2018、2019、2019 - 1、2020、2021及び2022、字高平2023 - 1、2023 - 2、2024、2025、2026、2027、2028及び2038、字上土井屋敷2158、2159、2160、2161、2162、2163、2164、2165、2166、2167、2168 - 1、2168 - 2、2168 - 3、2169、2169 - 1、2170、2171、2172、2173、2174、2175、2176、2177、2178、2179、2180、2181、2182、2183、2184、2185、2186、2187 - 1、2187 - 2、2188、2189、2190、2191、2192、2193、2194、2195 - 1、2195 - 2、2195 - 3、2196、2197、2198、2199、2200、2201、2202、2203、2203 - 1、2204、2205、2206、2207、2208、2209、2210、2211、2212、2212 - 1、2213、2214、2215、2216及び2217、字茗荷原2218、2219、2220、2221、2222、2223 - 1、2223 - 2、2224 - 1、2224 - 2、2225、2226、2227、2228、2229、2230、2231、2232、2233、2234、2235、2236、2237、2238、2239及び2240、字主ノ本3344 - 1、3344 - 2、3345、3346、3347、3348、3349、3350、3351、3352、3353、3354、3355、3356、3357、3358、3359、3360、3361、3362、3363、3365及び3366、字板井原宮ノ谷3367、3368、3369、3370、3371、3372及び3373のうち実測595平方メートル、字吸谷3479、3480、3481、3482、3483、</p>	<p>約28.1ヘクタール</p>

3484、3485、3489及び3490、字上ノ山3491、3492及び3493、 字岩ヶ道3583、3584及び3585、字上三分レ谷3586、3587、 3588、3589、3590、3591、3592、3594、3595、3596、3597、 3598、3599、3600及び3601
--

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年2月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 天神川流域下水道天神浄化センター水処理設備工事その7
- (2) 工事場所 東伯郡羽合町大字長瀬
- (3) 工事内容
 - ア 本件工事は、天神浄化センターの1 - 1系水処理施設の機械設備の更新工事を行うものである。
 - イ 本件工事は、別途発注予定の天神川流域下水道天神浄化センター電気設備工事その20と協調を図り実施する必要がある。
- (4) 工事の概要
 - ア 最初沈殿池設備の更新
 - イ 反応槽設備の更新
 - ウ 最終沈殿池設備の更新
 - エ 消毒設備の更新
- (5) 工 期 平成16年3月から同年10月29日まで
- (6) 予定価格 101,930,850円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 水道施設工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、管工事に係るものを有すること。
- (4) 平成16年2月3日（火）から同月13日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成15年4月1日（火）から平成16年2月13日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (6) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月

30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年2月13日）までの間にあるものに限る。）の結果における水道施設工事の総合評点が1,100点以上であること。

(7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡し完了している標準活性汚泥法による下水の処理量が1日当たり最大4,000立方メートル以上の下水処理施設の機械設備工事（沈殿池設備及び反応槽設備の工事を伴うものに限る。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が50パーセント以上のものに限る。

(8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

イ 水道施設工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(9) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年2月3日（火）から同月13日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月3日（火）から同月13日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎2階）

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857-26-7015）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる監理技術者に加え、2の(8)のイに掲げる基準を満たす者を1名専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年2月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 天神川流域下水道天神浄化センター電気設備工事その20
- (2) 工事場所 東伯郡羽合町大字長瀬
- (3) 工事内容
- ア 本件工事は、天神浄化センターの1 - 1系水処理施設の電気設備の更新工事を行うものである。
- イ 本件工事は、別途発注予定の天神川流域下水道天神浄化センター水処理設備工事その7と協調を図り実施する必要がある。
- (4) 工事の概要
- ア 運転操作設備の更新及び改造
- イ 監視制御設備の改造
- ウ 水処理計装設備の更新
- (5) 工 期 平成16年3月から同年10月29日まで
- (6) 予定価格 91,248,150円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、電気工事に係るものを有すること。
- (4) 平成16年2月3日（火）から同月13日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成15年4月1日（火）から平成16年2月13日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第

225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(6) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日(合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあっては、平成16年2月13日)までの間にあるものに限る。)の結果における電気工事の総合評点が1,100点以上であること。

(7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しが完了している下水の処理量が1日当たり最大4,000立方メートル以上の下水処理施設の電気工事(運転操作設備、水処理計装設備及び監視制御設備の電気工事を伴うものに限る。以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が50パーセント以上のものに限る。

(8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者及び現場代理人(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であること。

ウ 電気工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(9) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年2月3日(火)から同月13日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年2月3日(火)から同月13日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係(鳥取県庁本庁舎2階)

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係(電話番号0857-26-7015)とする。

- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる監理技術者に加え、2の(8)のイに掲げる基準を満たす者を1名専任で配置することを求める。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年2月3日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

入院患者等の寝具類 一式

(2) 借入物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成16年4月1日（木）から平成19年3月31日（土）まで

(4) 納入期限

平成16年3月31日（水）

(5) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(6) 入札方法

入札は、入札説明書に記載する物品ごとの必要予定病床数に、それぞれの1床当たりの単価を乗じて得た額の合計額を対象として行う。

なお、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有すること。
- (3) 平成16年2月3日（火）から同年3月16日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14各号に掲げる基準をすべて満たしている者であること。
- (5) 平成11年度以降に病床数200以上の病院にこの告示に示した物品の納入を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (6) この公告に示した物品を1の(4)の納入期限までに1の(5)の納入場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課用度係

電話 0857 - 26 - 2271（内線2209）

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年2月4日（水）から同年3月5日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

平成16年2月19日（木）午後2時

鳥取県立中央病院 第6会議室（本館2階）

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年3月16日（火）午後2時（郵便による入札書の受領期限は、同日正午）

鳥取県立中央病院 第6会議室（本館2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成16年3月5日（金）午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。）、この公告及び入

札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した物品の借入れに係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Bedclothes for the inpatients and so on,1Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 5 , March, 2004

(3) Date and time for tender submission : 2 : 00 PM 16, March, 2004

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 : 00 PM 16, March, 2004

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital
730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan TEL:0857 - 26 - 2271 ex.2209

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年2月3日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜久治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

入院患者の寝具類 一式

(2) 借入物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成16年4月1日（木）から平成19年3月31日（土）まで

(4) 納入期限

平成16年3月31日（水）

(5) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(6) 入札方法

入札は、入札説明書に記載する物品ごとの必要予定病床数に、それぞれの1床当たりの単価を乗じて得た額の合計額を対象として行う。

なお、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有すること。
- (3) 平成16年2月3日（火）から同年3月15日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14各号に掲げる基準をすべて満たしている者であること。
- (5) 平成11年度以降に病床数200以上の病院にこの告示に示した物品の納入を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (6) この公告に示した物品を1の(4)の納入期限までに1の(5)の納入場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒682 - 0804 倉吉市東昭和町150
鳥取県立厚生病院事務局経営課用度係
電話 0858 - 22 - 8213
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で平成16年2月4日（水）から同年3月5日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成16年2月18日（水）午後2時
鳥取県立厚生病院 中会議室（本館3階）
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成16年3月15日（月）午後3時30分（郵便による入札書の受領期限は、同日正午）
鳥取県立厚生病院 中会議室（本館3階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成16年3月5日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した物品の借入れに係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Bedclothes for the inpatients, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 5 , March, 2004

(3) Date and time for tender submission : 3 : 30 PM 15, March, 2004

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 : 00 PM 15, March, 2004

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital
150 Higashishouwa - machi, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan TEL:0858 - 22 - 8213

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年2月3日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜久治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立厚生病院警備保障 一式

休日、夜間等における救急患者の受付及び医療費の収納事務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成16年4月1日（木）から平成19年3月31日（土）まで

(4) 履行場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有すること。
- (3) 平成16年2月3日（火）から同年3月15日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。
- (5) 平成11年度以降に病床数200以上の病院の警備及び救急患者の受付に係る業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒682 - 0804 倉吉市東昭和町150
鳥取県立厚生病院事務局総務課庶務係
電話 0858 - 22 - 8181（内線316）
- (2) 入札説明書の交付方法
（1）の場所で平成16年2月3日（火）から同年3月3日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成16年2月26日（木）午前10時
鳥取県立厚生病院 中会議室（本館3階）
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、（1）の場所に郵送すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成16年3月15日（月）午後3時（郵便による入札書の受領期限は、同日正午）
鳥取県立厚生病院 中会議室（本館3階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の（1）の場所に平成16年3月3日（水）午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Security guards for Tottori Prefectural Kousei Hospital, 1 Set

Receptionists for emergency care and receipt of medical expenses in Tottori Prefectural Kousei Hospital in the nights, on holidays and so on, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 3 , March, 2004

(3) Date and time for tender submission : 3 : 00 PM 15, March, 2004

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 : 00 PM 15, March, 2004

(4) Please contact : General Affairs Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwa - machi, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan TEL:0858 - 22 - 8181 ex.316